

岩倉市ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活を営むのに支障があり、食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、重度心身障害者等（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）に対し、食事を宅配することにより、食生活の改善、健康保持及び安否の確認を行い、もってひとり暮らし高齢者等の福祉の向上を図ることを目的として実施する岩倉市ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス事業（以下「支援型給食サービス」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 支援型給食サービスの実施主体は、岩倉市（以下「市」という。）とする。ただし、支援型給食サービスの一部を、支援型給食サービスを適切に実施できるものとして市長が認める社会福祉法人その他の民間事業者（以下「委託事業者」という。）に委託するものとする。

(対象者)

第3条 支援型給食サービスの対象者は、市内に居住するひとり暮らし高齢者等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市長が認定したひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯（世帯構成員がいずれも75歳以上である世帯をいう。）
- (2) 身体が虚弱等のため日常生活を営むのに支障のある重度心身障害者のみで構成されている世帯
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(実施方法)

第4条 支援型給食サービスは、委託事業者が調理した食事を、1日1食を上限に、ひとり暮らし高齢者等の自宅まで配達するものとする。

2 支援型給食サービスの実施日は、月曜日から日曜日までの毎日とする。ただし、対象者ごとの実施日は、それぞれの対象者のアセスメント（対象者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果により異なるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日は、支援型給食サービスを実施しない。

- (1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までをいう。）
- (2) 委託事業者がやむを得ない理由により支援型給食サービスを実施することができない日としてあらかじめ市長と協議して定めた日
（申請）

第5条 支援型給食サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生活支援型給食サービス申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（決定又は却下の通知）

第6条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を審査し、生活支援型給食サービス決定・却下通知書（様式第2。以下「決定通知書」という。）により申請者及び申請者の利用業者として決定した委託事業者（以下「利用業者」という。）に通知するものとする。

（利用の変更等）

第7条 支援型給食サービスの利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、自己の都合により利用者の住所又は決定通知書に記載された対象要件、利用業者若しくはメニューを変更しようとするときは、速やかに（利用業者及びメニューの変更にあつては、変更しようとする月の前月の20日までに）生活支援型給食サービス利用変更届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出により変更を決定したときは、生活支援型給食サービス利用変更決定通知書（様式第4）により利用者及び利用業者（利用業者を変更したときは、変更前の利用業者及び変更後の利用業者）に通知するものとする。

（利用の停止又は廃止の申出等）

第8条 利用者は、自己の都合により支援型給食サービスの利用を停止しようとするときは、利用業者の定める日時までに、当該利用業者に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を受けた利用業者は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 利用者は、自己の都合により支援型給食サービスの利用を廃止しようとするときは、速やかに生活支援型給食サービス廃止申出書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申出により当該利用者の利用を廃止したときは、生活支援型給食サービス廃止決定通知書（様式第6）により利用者及び利用業者に通知するものとする。

（利用者負担）

第9条 利用者は、1食に要した費用から市が助成する額を除いた額を、利用者負担額として委託事業者に支払うものとする。

2 市は、1食に要した費用（食材及び調理に要した費用を除く。）の一部を、1日1食、週7回を上限として、助成するものとする。

3 前項の助成の額は、1食につき300円とする。

（費用の支払）

第10条 市長は、委託事業者から支援型給食サービスに要した費用のうち市の助成額の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託事業者に当該費用を支払うものとする。

（利用の取消し）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、生活支援型給食サービス取消通知書（様式第7）により利用者及び利用業者に通知するものとする。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用を受けたとき。

(3) その他市長が不適當と認めるとき。

（事故防止等）

第12条 委託事業者は、支援型給食サービスの実施に当たっては、保健所等の指導を受け、感染症の予防及び食中毒等事故防止のため必要な措置を講じるものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。